



Title	ノルマン征服以前の英国農業
Author(s)	林, 善茂; HAYASHI, Y.
Citation	北海道大學法經會論叢, 13, 68-80
Issue Date	1953-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10744
Type	departmental bulletin paper
File Information	13_p68-80.pdf



ノルマン征服以前の英國農業

林 善 茂

人間はけだし天性進歩的な動物であるが、外部の刺戟も人間の進歩をうながす上において、きわめて重要な働きをなす。狩猟生活から農業生活への移行過程においても、それがすくなくならざる役割を演じたであろうことは、殆んど疑いがない。それらの中で最も重要なものの一つは野獸の漸減であつて、それはやがて家畜飼養の起原を導いたことと思われる。その二は人口の増加であつて、それは人間をして天然生活資源の増殖に努力させたことと考えられる。かくして農業は自由選択の結果であると同時に必要の結果であるが、しかしその進歩は自然に対して一層積極的な生活態度がとられたことを意味するものに外ならない。

農業の発達には三つの段階がある。第一は農業が採集及び狩猟の仕事に附随して営まれ、したがつて粗放な方式が行われた。すなわち若干の土地面積が耕作されるが、一度作物が収穫されると直ちに草地に戻される。かゝる方式の農業が人類の定住後も引続き行われた。第二に農業は集約的な段階に発達し、おそらく土地不足の結果と考えられるが、一圃式農業が開始された。すなわち同一の土地が泥灰土を入れたり、肥料を施したりして連年使用されるに至つた。第三に休閑及び作物輪作の意義が知られるに至り、更に新たな段階に発達した。すなわち二圃式及び三圃式農業が行われ、耕地の二分の一又は三分の一が毎年休閑せしめられるに至つた。ノルマンの征服以前において、英國の農業はすでに第一、第二の段階を過ぎて、第三の段階に入つていた。

(1) marl, 肥料価値を有する一種の土壤。多量の石灰を混入し燐酸に富む。 clay marl, sand marl, shell marl 等がある。

農業が旧石器時代に存在しなかつたことは極めて明白である。しかし新石器時代に農業生活の最初の痕跡を認め得るや否やを断定するには、いくつかの困難がある。この時代に新に英国に渡来して来た長頭民族が、ヨーロッパ大陸から穀物をたづさえて来たと考えらるべき若干の根拠がある。当時使用された農具は、木の枝を切つて尖端を火に焙つて堅くしたいわゆる柄棒⁽¹⁾であつたと考えられている。更に新石器時代における農業の存在を支持する学説に蓋然性を与えている所の其他の用具には、燧石を柄にはめた原始的な鎌、鹿角でつくつた鶴嘴、牡牛の肩胛骨でつくつた鋤がある。また石製の犁頭や長さ一〇吋の鋭利な燧石でつくつた鎌も発見されている。しかしこれらの用具が、実際に新石器時代に製作され且使用されたものであるかどうかには就いては、明確な証拠がない。なぜならば、それらが或は新石器時代よりも後の未開民族の所産であるかも知れないからである。しかし考古学上の発掘によつて、アベバリから石臼が出土し、又ウオミニスター⁽⁶⁾の附近からは、齒の間に穀物の殻をはさんだ頭蓋骨が発見されている。したがつて、考古学者の意見が完全に一致しているわけではないが、新石器時代にすでに農業が知られていたと云うことは、きわめて可能性のあることのように思われる。それはむろん粗放なものであつて、全く狩猟や採集の補助として営まれたものにはすぎず、又おそらくきわめて不規則なものであつたと考えられる。

かように新石器時代に就いては異論もあるが、短頭民族が渡来してきた青銅器時代における農業の存在に就いては疑問の余地がない。一八六五年にヨークシアの山地で発見された短頭民族の墳墓の中には、少量の小麦の入つた壊れた壺が包含されていた。又青銅製の農具、たとえば斧・鎌・鶴嘴及び鎌の如きものも、多くの場所から発掘されている。更に穀物を挽く磨臼の発見は、完全な証拠をあたえるものである。年代の莫然とした古代ウエルズの神話によつて、ヒュー・ザ・マイティに由来するものとされる型も、すでに使用されていたらしい。それは最初は人間、特に婦人によつて牽かれたらしい。なぜならば原始時代において、あらゆる筋肉労働を負担するのは婦人であるからである。しかし青銅器時代には一聯の牛も使われていた様である。スカンヂナビヤで発見された青銅器時代の岩石彫刻には、犁を牽いている牛が描かれているが、スカンヂナビヤであり得ることは、すべて英国に於いてもあり得ることである。しかし、農業が他の一層原始的な経済活動に対して、二次的な存在であつたことは疑いなく、したがつてむろん粗放であつたにちがいない。人口が少いた

め土地をできるだけ集約的に利用する必要はなく、又廢物に不自由することもいまだ殆んどなかつたらしい。集団が社会組織の単位をなしていたから、農業が共同の基盤の上に営まれていたと断定することも、きわめて妥当である。

鉄器時代はブリトン人の渡来と共に始まるが、それは非常に重要な進歩をもたらした。青銅器よりもすぐれたものと認められるに至つた。あらゆる種類の鉄器が新に用いられはじめ、南部及び南東部に於ては相當の發展がみられるに至つた。ピセアスは紀元前三五〇年乃至三〇〇年に英国を訪れたが、穀物からビールが醸造され、小麦が屋根のある納屋で脱穀され、又北部では燕麥のみが栽培されていた事実を指適している。シーザーは小麦畑がきわめて広大で、紀元前五五年に一二、〇〇〇人の軍隊を二週間養うに足る充分な小麦がウエルマーで收穫され、又紀元前五四年に外人部隊及び一、二〇〇人の騎兵隊を附屬する四軍団の爲の充分な小麦をエセックスから速座に徵発したと述べている。カンタベリーの近くで発見された莫大もない数の刈取鎌と磨臼並に鉄製の犁頭と小鎌は、シーザーの言葉が決して誇張でないことを証明している。

ケルト人の農業状態に関する吾々の知識は、主として一〇世紀のハウエル・ダの法典にもとづくものである。それによつてみると、荒蕪地・牧草地及び耕地の三つがあつて、後者すなわち耕地は地条に分割され、各地条は八頭牽の犁による一日分の労働量をしめた。五つの地条が各部族員に与えられたが、共同犁耕の参加者には更に多くのものがあたえられた。耕作は依然として共同で行われ、何人も絶対的な所有権を土地の如何なる部分に対しても持つていないと云ふことはなかつたらしい。各々が良い土地と悪い土地とが入交つた持分を持つ様に、各人はおそらく分散した地条を保有し、又地条の週期的な再分配が行われていた様である。しかしローマ人の侵入当時には、南東部ではすくなくとも一圃式による集約農業もすでに発生していたらしい。

- (1) Dartford の附近の Galley Hill における人類の遺物の発見によつて、第三間水河期 (100,000 B. C. — 50,000 B. C.) に英国に人類が住んでいたことが明である。当時彼等は打製石器を使用していたので、考古学者はこの時代を旧石器時代 (Paleolithic Age) と呼ぶ。

- (2) Neolithic Age. (7,000 B. C. — 2,000 B. C.)
- (3) 形質人類学上の用語。頭蓋骨のかたちが長径を二〇とした場合短径が七五以下なる時、これを長頭 (dolichocephalous or long-

- headed) と呼ぶ。コトではイベリア人 (Iberian) を指す。
- (4) digging-stick.
- (5) Abbury or Abury. 英蘭の Wiltshire にある村落名。Draid 寺院の遺址があり、巨石建造物があるので著名である。
- (6) Warminster or Warmister. 英蘭の Wiltshire にある Marking town.
- (7) 頭蓋骨のかたが長径を一〇〇とした場合短径が八五以上なる時はこれを短頭 (brachycephalous or round-headed) と云ふ。コトではフィン人 (Fins) を示す。
- (8) Bronze Age. (2,000B.C.—500B.C.)
- (9) Yorkshire Wolds. Yorkshire は英蘭北東部の州名。
- (10) Wales. Great Britain の西部の一地方。
- (11) Hugh the Mighty. 大力男の意。
- (12) a yoke of oxen. 軛に繋いだ一聯 (ツガイ) の牛。
- (13) rock-carving.
- (14) Iron Age. (500B.C.—A.D. 43)
- (15) Brython or Briton. ケルト族の一派、長頭民族。
- (16) Pythas of Massilia (Marseille). マルセーヌ出身のギリシヤの航海者にして地理学者。Alexander the Great と略同時代で、ギリシヤ人で英国を訪れた最初の人とされる。
- (17) Julius Caesar. (100B.C.—44B.C.) その著「ガリナ戦記」(de bello Gallico, Der Galische Krieg) はタシタスの「ゲルマニア」(Germania) と並んで、中部ヨーロッパの古代史に関する二大原資料である。
- (18) Walmer. 英蘭の南東端にある Kent 州の東部にある町名。
- (19) Essex. 英蘭の南西部にある州名。
- (20) Canterbury. 英蘭の Kent 州にあつた古代都市。
- (21) Laws of Howell Da. Chhals. Howell Da (— 950) コトが編纂された Welsh Laws (Chhals の法典) のコトを strips.
- (22)

ローマの治下では英国は「北の穀倉」⁽¹⁾と呼ばれた。ツシムスの記述によると、紀元三五九年に少くも八〇〇艘の船が穀物を積んでヨーロッパ大陸へ出帆したことが知られる。侵入者であるローマ人の事蹟を明にするには、第一に彼等の農業組織、それから第二に彼等の農業方法を考察しなければならない。

最も特色のある構成単位はヴィラであつて、その多くは幹線道路の附近の田舎町の周囲に散在していた。ヴィラはグロウセスター州やザマセット州⁽⁶⁾には特に多く存在し、東部ザマセット州では五八の遺跡が発見されている。ヴィラはローマ人又はローマ系ブリトン人⁽⁷⁾によつて所有された大農場であつて、その大部分は所有者自身又はその管理人の監督の下に奴隸労働によつて経営された。しかし農場の一部分はコロニに貸与され、彼等はその代償として毎週一定日数の賦役を本場に於いて負担し、また農産物や家畜を貢獻した。ヴィラに関する僅かの知識は英国の資料にもとづくものではなく、ゴールのそれに由来する。ヴィラが中世のマナーの唯一の母体であると想定するものもあるが、それはゴールに就いては疑いもなく正しい。しかし後述の如く英国においては其他の影響が加わらざるを得なかつた。ヴィラとは別にミリタリコロニーズ⁽¹⁰⁾があつて、そこには退役軍人の団体が任んでいたが、彼等が独立した自由民であつたことは疑いが無い。しかし国内の大部分においてローマ人はケルト人の村落には手をつけずにおいたが、その主要な特徴は租税の徴収を目的としてつくられたハウエル・ダの法典に示されている。更に国内の所々に原住民によつてきわめて粗放な方法で経営されていた単独農場が若干あつた様である。ローマ人は非常に實際的な考えを持つていたため、全国に対して劃一的な制度を強いると云うことはしなかつたのである。⁽²⁾

英国内の農業方法も同様に区々であつた。農具はあまり発達していなかつたらしい。なんとなれば一般に二度乃至三度の交叉型耕を必要とする場合が多かつたからである。しかしローマ人が牡牛を犁の牽引に使用していたことは疑いない。彼等は小麦・大麦・豆類・蚕豆・蕎麥・甘藍等を栽培していたが、三圃式農法も或は彼等が始めてもたらしたものであるかも知れない。三圃式によつて耕地は三つの圃場に分割され、いづれの年もその一つの圃場には秋に小麦が播かれ、他の圃場には春に大麦又は燕麥が播かれ、更に第三の圃場は休閑させられた。かくして耕地の各部分は三年に一度休閑させられ、他の二年間には異なる作物が栽培されたのである。ローマ人は耕地の二分の一

が休閒させられる二圃式の時代を過ぎて三圃式の時代に至るや、ただに休閒の意義を知つていただけではなく、更に輪作の工夫を発見した。すなわち同じ小麦を栽培するにも燕麦又は大麦のあとに栽培する場合は、小麦を二度続けて栽培する場合よりも地力を減耗することと少いと云う事実を知るに至つた。泥灰土の施肥や肥料の使用は云うまでもないが、更にローマ人は常に相当の土地を牧草地及び放牧地として残しておいた。ミッタリ・コロネーズに於いていかなる農業方法が行われたかについては明確でないが、しかし輪作が行われていたことは略々確実である。ケルト人の村落においてはそれぞれの立地条件に応じて集約的又は租放的農業が行われていたと思われるが、単独農場では最も低度の農業方式が普及していたと考えられる。ローマ人の占領地域では農業は相当の進歩を遂げ、農具はなお粗末であり又国内の大部分はローマ人によつて殆んど干渉されなかつたが、英国における穀物の総生産量が増大したことは疑いない。ローマ人は英国をローマ帝国内の他の地方に対する穀物生産国とみなして、英国の農業に対して多大の力を尽した。

- (1) 紀元四三年乃至四一〇年。
- (2) *Granary of the North.*
- (3) *Zosimus, 紀元五世紀のギリシヤの歴史家、History of Roman Empire down to 410 A. D. の著者。*
- (4) *villa.*
- (5) *Gloucestershire.* 英蘭の西部にある州名。
- (6) *Somersetshire.* 英蘭の南西部にある州名。
- (7) *Romano-Briton.*
- (8) *Coloni, colonus* の複数で農奴の意。
- (9) *Gaul.* 北部イタリヤ・フランス・ベルギー・オランダ・スイス・ドイツの一部を含んだ古代国家。
- (10) *military colonies, military colony* の複数で駐屯地の意。
- (11) *single farms.*
- (12) *cross-ploughing.* ローマ人は通常 *aratumum* (無輪犁) と呼ぶ軽い車輪のない犁を用いたが、これは穿入力が乏しいため軽い土壌に於てのみ二度の交叉型耕を必要とした。(R. G. Collingwood and J. N. L. Myers, *Roman Britain and the English Settlements, Oxford, 1936, pp. 210—2.*)

(13) 二圃式においても、その作付地には通常冬穀と春穀とを半々宛作付するから、耕地の一半において冬穀―休閒―春穀―休閒なる關係が成立し、休閒の度数こそ多いが冬穀と春穀との循環が包含せられ、輪作の觀念が認められるとする小松氏の説は注目すべきである。しかしそれはむしろ三圃式の影響とも解し得るものである。少くも二圃式の始源的形態として冬穀又は春穀のみと休閒の交替を全面的に否定することは行過ぎである。小松芳喬「二圃農法管見」(「封建英国とその崩壊過程」所収)参照。

四

アングロ・サクソンの侵入は殆んど二世紀に渡つて継続し、英国の国内に大混乱をもたらしたが、当時の農業界の情勢は主としてレクタ・テュヂネス・シングラルム・ベルゾナルムと云う十一世紀の文書及びドメスデイ・ブックの如き史料によつて推論する以外にみちはない。ノルマン征服の時代には英国の農業はマナー制度⁽⁴⁾によつて組織されていたが、その主たる特徴は各自若干の土地を保有しつゝ、マナーの領主に隷屬している住民によつて土地が三圃式に依り耕作されていたことである。マナー制度の起源はかなり議論のある問題である。一方においてローマ説⁽⁵⁾はローマのヴィラと中世のマナーとの間に明かな連続があると考えている。他方においてチュートン説⁽⁶⁾はマナーはヴィラではなく、アングロ・サクソンの自由村落共同体に由来するものであると主張している。前の学説はアングロ・サクソンの侵入者は単にローマ人に取つて代つたにすぎず、したがつて英国の農民の地位は奴隷から農奴へと向上したものと考える。これに反し後の学説はアングロ・サクソンの侵入者は彼等自身の農業組織を英国において再現し、したがつて農民の地位は自由民から農奴へと転落したものとみなす。この点が論争の最も重要な点であるから、対立する両者の議論が次に検討されなければならない。

さてローマ説はチュートン⁽⁹⁾の侵入者は破壊のためではなく利益を得るためによつて来たのであるから、当然支配階級の地位に立つたことを考へる。これを裏付けるために、紀元一世紀のゲルマン人に関するタシタスの調査は彼等の中に酋長と奴隷の両方があつたことを示しているが、かゝる階級分化は紀元五世紀頃には一層強まつたと考えられるから、それは侵入者がローマ人に取つて代ることを容易ならしめたであろうと主張される。フリーヌランド⁽¹¹⁾やユートランド⁽¹²⁾では紀元五世紀にアングロ・サクソンは一般に一圃式を踏襲して現代に及んでいる以上、三圃式がアングロ・サクソンによつて導入されたと云うことはあり得ず、かえつてそれを行つていたことが確実なローマ人の

占領に由来するものにちがいないと述べられる。独逸や北仏蘭西のマナーが直接ローマ人の占領に由来するものである以上、同じ原理は英国に就いても正当にちがいないと主張される。記録上の証拠が同じ結論を示すために用いられる。マナー制度の明確な存在はドメスディブツクやレクテテユヂネス・シングラルム・ペルヅナルムにおいて見出されるだけでなく、六世紀及び七世紀の記録においても同様に見出されるが、マナーが五世紀から六世紀の間に突如発生したと云うことはあり得ないから、それはローマ人の占領にもとづくにちがいないと主張される。最後に分割の権利は自由保有とのみ結合するものである以上、ヴィレンの保有する耕地の不可分は保有地の奴隷的起源を示す明白な証拠であると説かれる。

チユートン説はこれに反し新来者は自由な武人の団体であつて、彼等はローマ文明のあらゆる残骸を破壊して自由共同社会をかたちづつたと考へる。英国は一度の戦闘ではなく一五〇年もつゞいた長い戦争の過程によつて征服されたものであつて、その間において原住民は或は絶滅せられ或は山地に逐払はれたと述べられる。英国はローマ帝国の縁辺に位していたから、ローマ文明が深く根を下すことは不可能であつたと云う意見が主張される。その証拠としてローマの法律・言語・宗教が後代に伝らなかつたこと、英国の慣習法にはローマの影響が殆んどみられないこと、英語の中にはローマの言葉が殆んど入つていないこと、更に一五〇年の間チユートン人が異教徒であつたことが挙げられる。アングロ・サクソンの記録がヴィラの存続を証明すると云う主張は、ドメスデイ・ブツクにおいてすらその内容が劃一ではなく種々であると云う理由によつて否定される。一方ではグランチェスター⁽¹⁴⁾の如く、デーン族⁽¹⁵⁾に起源するものでないことが確實で、しかもならマナー制度の痕跡がない若干の自由村落の存在が指適される。他方では相当数の自由民を包含するマナーの存在が指適され、かゝるマナーの存在は本来の自由を想定することによつてのみ説明され得ると主張される。更にヴィレンの保有地の事実上の均等が奴隷的起源を証明すると云う説は、実際は多くの自由保有地が家族的原因で分割されなかつたと云う理由で否定される。なお若干の人格的自由及び法律上の権利を持つていたコロニとそれを全くもたなかつたヴィレンとの間には相違があるとされ、又三圃式は数世紀に渉る自然的発達として考へられる。

- (1) Anglo-Saxon Invasions. (A. D. 449—)
- (2) Rectitudiness Singulorum Personarum, Thorp. 總纂の Ancient Laws and Institutes, P. 431 に印行されてゐる。

- (3) Domesday Book. 一〇八八年英王ウィリアム一世の命に依つて作られた最初の英蘭土地調査簿。
- (4) Norman Conquest. 一〇六六年におけるノルマンディ公 (William, Duke of Normandy) の英国征服。
- (5) manorial system or manorialism 荘園制度。
- (6) Roman school. その代表的な著者として Frederic Seebohm の *The English village Community, Examined in its Relations to the Manorial and Tribal System and to the Common or Open Field System of Husbandry, an Economic History*, London, 1883. 及び Sir William James Ashley の *An Introduction to English Economic History and Theory*, pt. I, The middle Ages, London and New York, 1888. が挙げられる。
- (7) Teutonic school. その代表的な著者として Sir Vinogradoff の *Villainage in England, Essays in English Medieval History*, Oxford, 1892. 及び Frederic William Maitland の *Domesday Book and Beyond, Three Essays in the Early History of England*, Cambridge, 1897. が挙げられる。
- (8) ヲナー制度の起原に関するローヤ説とチユートン説との論争に就いては、矢口孝次郎「イギリス封建社会経済史」(新版) pp. 160—71 を参照。
- (9) Teuton. 紀元前四世紀頃から歐洲中部に現はれたゲルマン人 (Germani) のこと。Germani はローマの人の命名で「軍人」を意味し、Teuton はケルト人の命名で「野蠻」を意味する Tautan に由来する語である。アングロ・サクソンはその一派である。
- (10) Cornelius Tacitus (A.D. 55—A.D. 120) ローヤの歴史家及び Germania の著者。
- (11) Friesland. ネーデルラント (今のオランダ・ベルギー) の最も北部の地方。
- (12) Jutland. デンマークの半島。
- (13) villein. 隸農。
- (14) Granthester. ケムブリッジの南西二・五哩にある英蘭の村落名。
- (15) Dan. スカンディナヴィヤ半島やバルチック海の島々に居を構え沿岸諸国を掠奪していた北方民族で、紀元九世紀から一〇世紀にかけて屢々英蘭の北部及び北東部に侵入した。

実際においてこれら兩説の各々の極端なる主張者は、いづれも過度の単純化を敢えてすることによつて、けだし誤りを犯している。一般的公式を求めたり、英国をあらゆるものの背後に一つの原因が存在する単一体と考えてはならない。⁽¹⁾ アングロ・サクソン時代の英国の本質はそのローカリズム⁽²⁾にある。異なる原因が国内の異なる地方において異なる様に作用し得るし、發展の速度も異つてゐる。証拠不充分的根本的な理由は、一つの型にはまつた農業組織があるのではなく、マナー制度に向う一般的な傾向のみがあることである。或場合にはアングロ・サクソンの侵入者は逃去つたローマ人に取つて代り、三圃式を継承したのである。他の場合にはアングロ・サクソンはローマ文明のあらゆる残骸を破壊して、自由民よりなるゲルマン人の共同社会を再現し、各々の家族は一ハイドすなわち約一二〇エーカーをあたへられたであろう。⁽³⁾ もし当時行われていた農業の方法が一圃式に拠つていたとすれば、二圃式及び三圃式への發達は實際上の経験から生れ出た自然的改良であつたであろう。又アングロ・サクソンは時には奴隷を伴つて来たかも知れぬが、その場合にはマナーの社会構造と類似したものがつくり出されたであろう。しかし多くの自由村落がつくり出されたであろうと想像される。したがつてかくも多数の移民がいかにしてノルマン征服の時代までに、彼等の独立の多くを失つたかの説明がなされなければならない。アングロ・サクソンの侵入からノルマン征服に至るまでの五世紀間に、充分満足のゆく説明をあたえ得る数多くの因子が存在する。

第一に重要な因子はアングロ・サクソン時代を通じての中央政府の弱体であつた。混乱した社会状態の下では国王が広範圍の治安を維持することは不可能であり、したがつて地方分権がその時代の社会秩序たらざるを得なかつた。この傾向には二つの面がある。一方では国王は教会又は俗人の権力者に対して、領土の一部分に領主権の認可をおこなつた。その場合国王は彼の王權を讓渡したので、人民の大部分は国王裁判所よりもむしろ領主の私的裁判所に服属する結果となつたが、これは農奴たる身分の判断の標準となる一要素である。他方では遠方の国王から直接保護を受けることが出来ない弱少の輩は、自分自身を誰か地方の領主に托身⁽⁴⁾する必要を認めた。かくして彼の保護者の家来となつたが、理論的には兎も角も自由保有者の地位にとゞまつた。しかし領主権の認可と何人も領主を持たざるべからずと宣言したアゼルスタン⁽⁵⁾によつて強制された托身の実行とは、相待つて人民の大多数の地位を低下させ、やがて村民の土地に対する権

利は領主から与えられたものと想定され、領主はその代償として賦役を徴発し裁判を強行しうるに至つた。⁽⁹⁾ 所謂経済的封建制度はこの二つの要素によつて成立されたのであつて、それらはデーン族侵入の混乱時代には特に重要な意義を持つた。権力はどこか一点に集中されると云う様なことはなく、分散され多くの領主に分配された。政治は中央政府の手を離れて、勢力の大なる個人の手に掌握された。

次にアングロ・サクソン時代における課税の重圧は、社会をして同じ方向に向わしめた所の一因子であつた。これはデーン族の侵入が開始された当時においては特に重要であつて、メイトランドはそれを重視する余り、マナー制度発生のすべての原因をそれに帰せしめてゐる程である。彼はマナー・ハウスを⁽¹¹⁾デーンゲルトを徴集するための本拠とみなし、又領主の権力は彼が必要金額調達を引受けること自体に由来するものと考へた。これは厳密にいつて正確ではないが、しかし課税が人民の大部分の地位の低下をもたらしたことは疑いなく、租税徴集者の要求に応ずることのできない人々は、誰か地方の富者から借金をしなければならなかつたが、通常彼等に借金の返済を期待することはできなかつた。一種の永久的な抵当権が彼等の土地の上に設定せられ、借金の貸手がその土地の事実上の地主となり、その結果かつての自由保有者は借地継続の代償として賦役を呈供しなければならなくなつた。経済上の力たえば凶作の連続の如きが、貧乏な自由民をますます逼迫させると云つた場合が少くなかつたが、それらの場合には課税の重圧が富裕層に対して一段と有利に働いたことは云うまでもない。更にデーン族の破壊及びアングロ・サクソンの刑法の過酷はともに、比較的小さな土地保有者の経済的安定に対して極めて著しい被害をあたえた附加的因子であつた。

最後にアングロ・サクソン時代に軍事階級の発生があつたが、それはデーン族侵入の当時には特に重要な意義を持つた。アングロ・サクソンの国民軍は敢然としてこの外敵に対抗することができなかつたので、職業的な軍人が発生するに至つた。職業的軍人であるゼーンは貨幣で報酬をあたえることができなかったで、国王はその服役の代償として通常五ハイドの土地を彼等にあたえるのが慣例であつた。かくして人民の大部分は戦う必要がなくなつたが、しかしその義務を免がれた代償として、彼等はゼーンに対して貢物や賦役のかたちで償いを果さなければならなかつた。又ゼーンは勢力があつたので、前述の如く保護を受けるために近くの勢力者に托身することを必要と感じた弱者を誘引した。更にアングロ・サクソンの国王も通常ゼーンに好意をよせ、その結果彼等は中央政府の代理者と目されて、地方における秩序維持の責任者たらしめられ、自然前述の領主権があたえられるに至つた。かくして土地の上で労働する人々と戦をする人々との

間に明確な区別が生じ、時の経過とともに後者のみが自由民と考えられ、彼等を扶養することが前者の義務となるに至った。

- (1) ローマ説にしろチュートン説にしろ古典的学説は、いづれも一部を以て全体を推すところに誤りがある。今世紀に入つて夫々の地方に関する実証的研究が勃興するに及び、幾多の例外が発見せられ、いづれの説も無条件では支持し難きことが明かになつた。小松芳高「マナ研究史概要」(『封建英国とその崩壊過程』所収) 参照。
- (2) Localism. 地方主義。
- (3) メートランドはアングロ・サクソンはその本国における軍隊制度すなわち百人組(ハントレツト)によつて征服地を割当て、自由民(家長)はすべて一律に「ハイドすなわち耕地」二〇エーカーを与えられたとなす。しかしハイドは必ずしも二〇エーカーと限らず、小さなハイドは三〇エーカーにすぎぬものもあつた。F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (1921) pp. 389-390 及び野村兼太郎「イギリス経済史」(改造社・経済学全集第二十九卷「各国経済史」所収) P. 35 参照。
- (4) decentralisation.
- (5) Seigneurial jurisdiction. 領主権の認可は特許状の付与 (bookings) によつてなされた。
- (6) Private court or immunity court.
- (7) commendation. 単に社会的に下位に位置する困窮した人々がその保護者との間に結ぶ関係のみならず、武士階級がその主君との間に結ぶ関係すなわち臣従の意を含む。矢口・前掲書 P. 60 参照。
- (8) Althelstan (895-10/27 941). マンツロ・サクソン時代の英蘭王でアルフレット大王の孫にあたる。
- (9) 当時「裁判は大きな備け口」(magnum emolumentum est iustitia) と云われ、賦役の徵発と並んで領主の重要な財源の一つであつた。G. G. Coulton, *Medieval Village* P. 13
- (10) Frederick William Maitland, (5/28 1850-12/19 1906) 英国の法制史家にして教育家。
- (11) manor house. 荘園の領主邸。
- (12) Danegeld, Ethelred II. (968-1016) がデーン族を買収する基金を得るために、各ハイドに二志づゝ課した税金で、英国における最初の貨幣租税であると云われる。当初は戦時特別税としての臨時的性質を持つていたが Canute (94-11/12 1034) 王の時代以後恒久的の土地税と化し、ノルマン征服後一二世紀の後半まで存続した。
- (13) tithen or thane, tithen は国王に直接奉仕する king's tithen の外に領主教会等に属する lesser tithen があつた。

以上の如き径路を経てマナー制度ときわめて類似したものがアングロ・サクソン時代に成立し、四つの主要な階級が発生した。第一はゼーレンであつて、彼等は自由民で軍役に従事し、道路や橋梁の保全に対して責任を負い、中世の領主にきわめて類似した存在であつた。第二はゲニート⁽¹⁾であつて、彼等は身分的に自由であつたが土地を保有し、その代償として領主のために運送・収穫・種蒔等の賦役を負担し、中世の自由民の先駆者であつた。第三は三〇エーカーの土地を保有する不自田民のゲブル⁽²⁾であつて、彼等はかなりの量の賦役の呈供を強制され、その数がきわめて多く、マナーのヴェレンに酷似した存在であつた。第四はコットセトラ⁽³⁾であつて、彼等は五エーカーの土地を保有し、毎週一日及び収穫時に三日賦役に服さなければならず、中世のコッター⁽⁴⁾に相当する階級であつた。なおこの外にむろん少数の奴隸が存在した。

しかしレクテチエヂネス・シングラルム・ベルツナルム及びドメスデイ・ブックのいづれをみても、農業組織が決して一様でなかつたことは明白である。すなわちケルト人の村落や単独農場も依然として存在していた。しかしノルマン征服以前においても、かなりの発展が中世の所謂マナー制度の方向になされていた。新来者であるノルマン人の役割は、マナー制度をして一層組織的且均一的ならしめたにすぎないのである。⁽⁵⁾

- (1) genai.
- (2) gebur.
- (3) cotsetler.
- (4) cotter or cottor. 小屋住農
- (5) マナー制度の成立については Sir Vinogradoff, *The Growth of the Manor*, pp. 212—235. 及び E. Lipsen, *Economic History of England*, I, pp. 1—31. を参照。又これと表裏をなすイギリス封建制度の成立については F. M. Stenton, *The First Century of English Feudalism*, 1932 及び D. C. Douglas, *The Norman Conquest and English Feudalism* (Econ. Hist. Rev. May, 1939) を参照。